

資料 2 - 6

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	SA47H-9 r.0.1
提出年月日	令和5年4月28日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

47条

令和5年4月
北海道電力株式会社

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>47-12 CV冠水時に水没する電気ペネトレーション部からの漏えいの可能性について</p>	<p>47-17 CV冠水時に水没する電気ペネトレーション部からの漏えいの可能性について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. はじめに</p> <p>炉心溶融時等において、原子炉圧力容器内に溶融した燃料が残存している（以下、残存デブリという。）状態が発生した場合に、残存デブリを冷却するために格納容器内に冷却水を注水した際における電気ペネトレーション部からの漏えいの可能性について説明する。</p> <p>2. 格納容器冠水時における漏えいの可能性について</p> <p>電気ペネトレーションが水没し、漏えいする可能性がある場合としては、「①水没環境による構成部材の劣化に伴う漏えい」、「②水没時の圧力による漏えい」、「③海水注入による腐食に伴う漏えい」が考えられる。</p> <p>①水没環境による構成部材の劣化に伴う漏えいの可能性</p> <p>電気ペネトレーションの最下端が EL. 26.8 m であり、格納容器内の注水制限高さが EL. 21.5m であることから、電気ペネトレーションが水没することはない。</p> <p>なお、水没に至らなくても周囲は水蒸気雰囲気となるが、これまでの電気ペネトレーションにおける研究で、経年劣化を考慮した劣化を与え、その上で飽和蒸気による事故時蒸気暴露試験を行い、健全性を確認している。</p> <p>②水没時の圧力による漏えいの可能性</p> <p>当該冠水時にかかる圧力は、「格納容器内の圧力」と「電気ペネトレーションにかかる水頭圧」を足し合わせた値となる。「格納容器内の圧力」は有効性評価における圧力の最大値（約 0.36MPa [gage]）を考慮する。「電気ペネトレーションにかかる水頭圧」は、電気ペネトレーションの最下端が EL. 26.8 m であり、格納容器内の注水制限高さが EL. 21.5m であることから水没することはない。</p> <p>以上より、当該冠水時に電気ペネトレーションにかかる圧力は、格納容器限界圧力の評価において健全性を確認している最高使用圧力の 2 倍(0.78 [gage])を下回ることから、冠水時に漏えいする可能性は低いと考える。</p> <p>③海水注入による腐食に伴う漏えいの可能性</p> <p>冷却媒体が海水であった場合の影響については、電気ペネトレーションの最下端(EL. 26.8 m)が格納容器内の注水制限高さ(EL. 21.5m)より高く、水没しないことから腐食による漏えいを考慮する必要はない。</p> <p>以上①～③により、格納容器冠水時における電気ペネトレーションからの漏えいの可能性は低いと考える。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器内に溶融炉心が残存している（以下、残存溶融炉心という。）状態が発生した場合に、残存溶融炉心を冷却するために原子炉格納容器内に冷却水を注水した際における電気ペネトレーション部からの漏えいの可能性について説明する。</p>	<p>評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪3/4号炉は、CV注水時においても電気ペネトレーションが水没しないため、漏えいの可能性はないと評価している。 ・泊3号炉は、CV注水制限高さまで注水することで、一部の電気ペネトレーションが水没するが、構成部材の劣化、水没時圧力、海水による腐食の要因について、CV漏えいの可能性は低いと評価している。 ・以上から、次節にて泊3号炉と同様に、電気ペネトレーションが水没する工場の評価(2項の記載)を参考掲載し、泊の方針と比較する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 原子炉格納容器冠水時における漏えいの可能性について</p> <p>電気ペネトレーションが水没し、漏えいする可能性がある場合としては、「①水没環境による構成部材の劣化に伴う漏えい」、「②水没時の圧力による漏えい」、「③海水注入による腐食に伴う漏えい」が考えられる。</p> <p>① 水没環境による構成部材の劣化に伴う漏えいの可能性</p> <p>従前の電気ペネトレーションにおける研究で、経年劣化を考慮した劣化を与え、その上で飽和蒸気による事故時蒸気暴露試験を行い、健全性を確認している。飽和蒸気の試験環境と、残存デブリ冷却のための注水時等における水没環境における差異については、劣化に寄与するのは温度条件や放射線条件であり、その条件については特段変わるものではないことから、環境の差異については考慮する必要はないと考える。</p> <p>② 水没時の圧力による漏えいの可能性</p> <p>当該冠水時にかかる圧力は、「原子炉格納容器内の圧力」と「電気ペネトレーションにかかる水頭圧」を足し合わせた値となる。「原子炉格納容器内の圧力」は有効性評価における圧力の最大値(約 0.305MPa[gage])を考慮する。「電気ペネトレーションにかかる水頭圧」は、電気ペネトレーションの最下端が EL. 17.5m から、原子炉格納容器内の注水制限高さである EL. 19.3m までの注水を想定して、約 0.02MPa となる。</p> <p>以上より、当該冠水時に電気ペネトレーションにかかる圧力は、原子炉格納容器限界圧力の評価において健全性を確認している最高使用圧力の2倍(0.522MPa[gage])を下回ることから、冠水時に漏えいする可能性は低いと考える。</p> <p>③ 海水注入による腐食に伴う漏えいの可能性</p> <p>冷却媒体が海水であった場合の影響については、電気ペネトレーションの構成部材から考えると、容器には SUS 材を使用しているが、電気ペネトレーション内部にはほぼ樹脂が充てんされていることから、樹脂自体には海水による腐食影響は特に無いと考えており、また容器についても海水に晒される箇所は電気ペネトレーション全体のごく一部であることから、短期間において海水により漏えいする可能性は低いと考えている。また、電気ペネトレーションは十分な厚さ(約 80センチ程度)があることから、水没時に漏えいする可能性は低いと考える。</p> <p>以上①～③により、格納容器冠水時における電気ペネトレーションからの漏えいの可能性は低いと考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>本記載は、美浜3号炉の参考掲載</p> </div>	<p>2. 原子炉格納容器冠水時における漏えいの可能性について</p> <p>電気ペネトレーションが水没し、漏えいする可能性がある場合としては、「①水没環境による構成部材の劣化に伴う漏えい」、「②水没時の圧力による漏えい」、「③海水注入による腐食に伴う漏えい」が考えられる。</p> <p>①水没環境による構成部材の劣化に伴う漏えいの可能性</p> <p>従前の電気ペネトレーションにおける研究で、経年劣化を考慮した劣化を与え、その上で飽和蒸気による事故時蒸気暴露試験を行い、健全性を確認している。飽和蒸気の試験環境と、残存融融炉心冷却のための注水時等における水没環境における差異については、劣化に寄与するのは温度条件や放射線条件であり、その条件については特段変わるものではないことから、環境の差異については考慮する必要はないと考える。</p> <p>②水没時の圧力による漏えいの可能性</p> <p>当該冠水時にかかる圧力は、「原子炉格納容器内の圧力」と「電気ペネトレーションにかかる水頭圧」を足し合わせた値となる。「原子炉格納容器内の圧力」は有効性評価における圧力の最大値(約 0.36MPa[gage])を考慮する。「電気ペネトレーションにかかる水頭圧」は、電気ペネトレーションの最下端である T.P. 18.3m から、原子炉格納容器内の注水制限高さである T.P. 20.7m までの注水を想定して、約 0.03MPa となる。</p> <p>以上より、当該冠水時に電気ペネトレーションにかかる圧力は、原子炉格納容器限界圧力の評価において健全性を確認している最高使用圧力の2倍(0.566[gage])を下回ることから、冠水時に漏えいする可能性は低いと考える。</p> <p>③海水注入による腐食に伴う漏えいの可能性</p> <p>冷却媒体が海水であった場合の影響については、電気ペネトレーションの構成部材から考えると、容器には SUS 材及び炭素鋼を使用しているが、電気ペネトレーション内部にはほぼ樹脂が充てんされていることから、樹脂自体には海水による腐食の影響は特にないと考えており、また容器についても海水に晒される箇所は電気ペネトレーション全体のごく一部であることから、短期間において海水により漏えいする可能性は低いと考えている。また、電気ペネトレーションは十分な厚さ(約 80センチ程度)があることから、水没時に漏えいする可能性は低いと考える。</p> <p>以上①～③により、格納容器冠水時における電気ペネトレーションからの漏えいの可能性は低いと考える。</p>	<p>相違理由</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・SA 時の解析結果及び CV 貫通部以外の相違はあるものの、構成部材の劣化、水没時圧力、海水による腐食の要因について、既試験結果を同評価により CV 漏えいの可能性が低いと評価する考えに相違はない。</p>